

	<p>西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について</p>
<p>経緯</p>	<p>○西関東連絡道路は、埼玉県深谷市から山梨県甲府市に至る地域高規格道路^(注)として整備を進めており、これにより甲府圏と峡東地域・秩父方面との所要時間の大幅な短縮などが図られることから、多くの交通量が見込まれる。</p> <p>○平成21年4月1日に自動車の安全な交通の確保と沿道景観の維持を図るため、道路等から展望できる範囲を禁止地域にする規定に基づき、甲府市桜井から山梨市万力(万力ランプ)までの区間の両側200mの範囲について、第二種禁止地域に指定した。</p> <p>○平成27年3月に万力ランプからの八幡南ランプまでの区間を供用開始に伴い、同区間の両側200mの範囲について、第二種禁止地域に追加指定した。</p> <p>○平成29年度中に、八幡南ランプから岩手ランプ間が供用開始となるため、この区間についても同様の規制が必要である。</p> <p>(注)高規格幹線道路と一般国道や主要地方道との中間的な役割を果たすため、概ね時速60km以上、主要な交差点は立体交差とするなどした自動車専用道路またはそれと同等の機能を持つ道路。</p>
<p>内容</p>	<p>○沿道景観の保全や創出を目指すための主な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の指定と同様に第二種禁止地域に指定する 第一種禁止地域:自然の保全・保護や、静穏な環境が特に優先される地域 景観地区、風致地区、風致保安林、自然公園の特別地域など 第二種禁止地域:自然の保護や、静穏な環境が優先される地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、都市公園など <p>○経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のもので、適法なものは、従前のおりとする(3年の猶予期間) <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告 示 平成29年10月上旬 ・周知期間 平成29年10月～平成30年2月 ・施 行 平成30年3月(供用前)

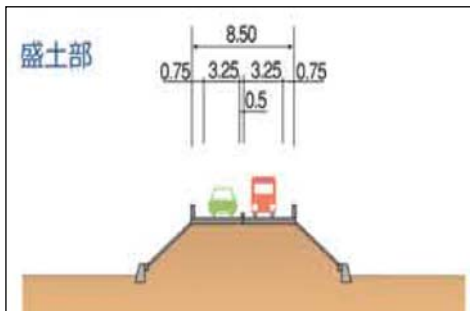
山梨県景観審議会

西関東連絡道路の供用に伴う 屋外広告物規制地域の一部変更について

平成29年9月20日

西関東連絡道路の概要

H10.4	雁坂トンネル有料道路供用
H16.6	甲府山梨道路 桜井JCT～鎮目ランプ間供用
H17.10	甲府山梨道路 鎮目ランプ～下岩下ランプ間供用
H18.12	甲府山梨道路 下岩下ランプ～万カラランプ間供用
H26.12	甲府山梨道路 万カラランプ～八幡南ランプ間供用



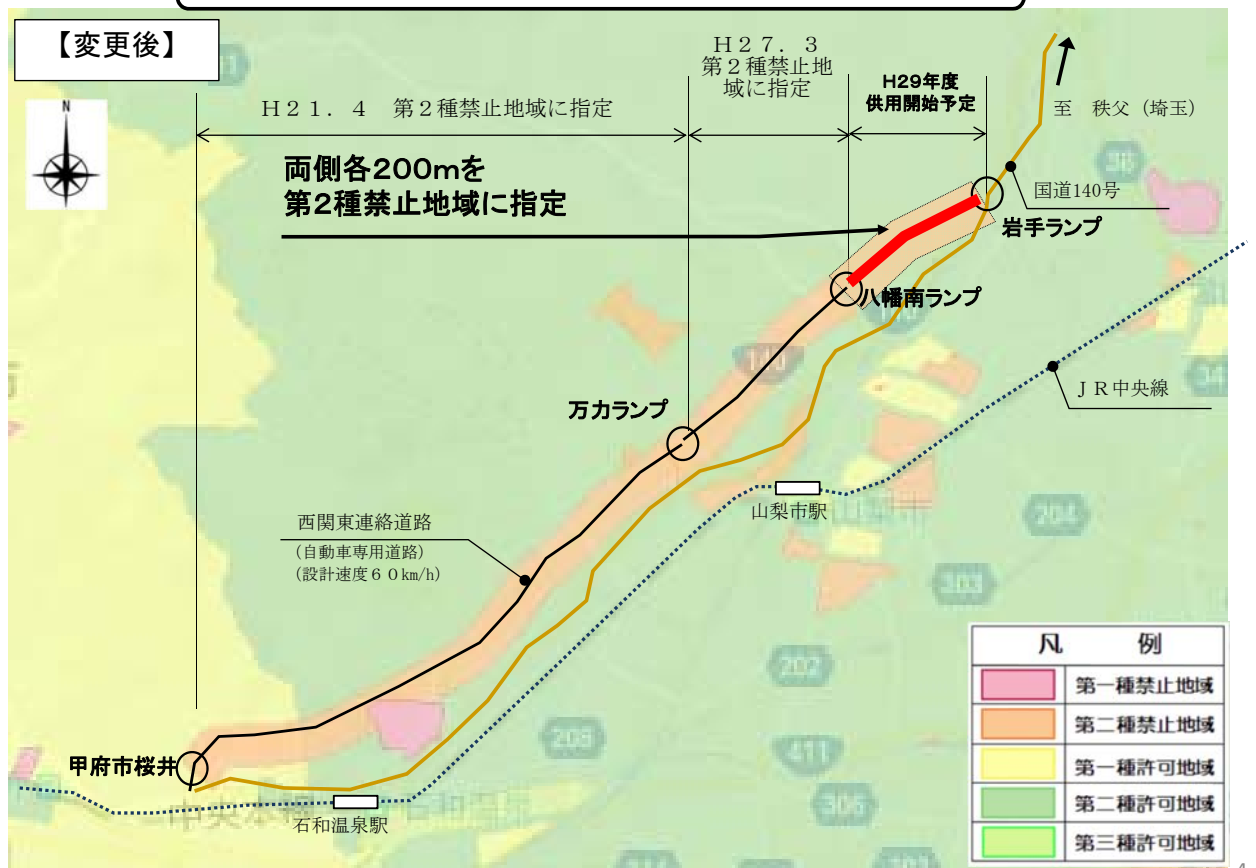
西関東連絡道路は、埼玉県深谷市から山梨県甲府市に至る地域高規格道路として整備を進めており、これにより甲府県と峡東地域・秩父方面との所要時間の大幅な短縮などが図られることから、多くの交通量が見込まれる。



西関東連絡道路の屋外広告物規制地域



西関東連絡道路の屋外広告物規制地域



経過措置について

許可を取得しているなど現在適法な場合



表示している内容（色等含む）を変えない限り、
禁止地域になった日から3年間は存置可能

※堅牢なものは6年間は存置可能

現在の条例の規準には合致しているが、
許可が必要な規模で、
許可を取得していないものは、**適法ではない。**

5

◆経緯

○山梨県景観審議会 9月20日
※意見や基準案等を諮り、最終的に基準等を決定

◆今後のスケジュール（予定）

○決定した基準等の告示 10月上旬

○周知期間（5箇月程度） 10月～2月
※県のホームページ等で周知

○施行 H30年3月（道路供用前）

6

現況写真(八幡南ランプ⇒岩手ランプ)

秩父方面を望む



八幡ランプ付近

7

現況写真(八幡南ランプ⇒岩手ランプ)

秩父方面を望む

荒神山トンネル



8

現況写真(八幡南ランプ⇒岩手ランプ)

岩手ランプ付近(9月現在)

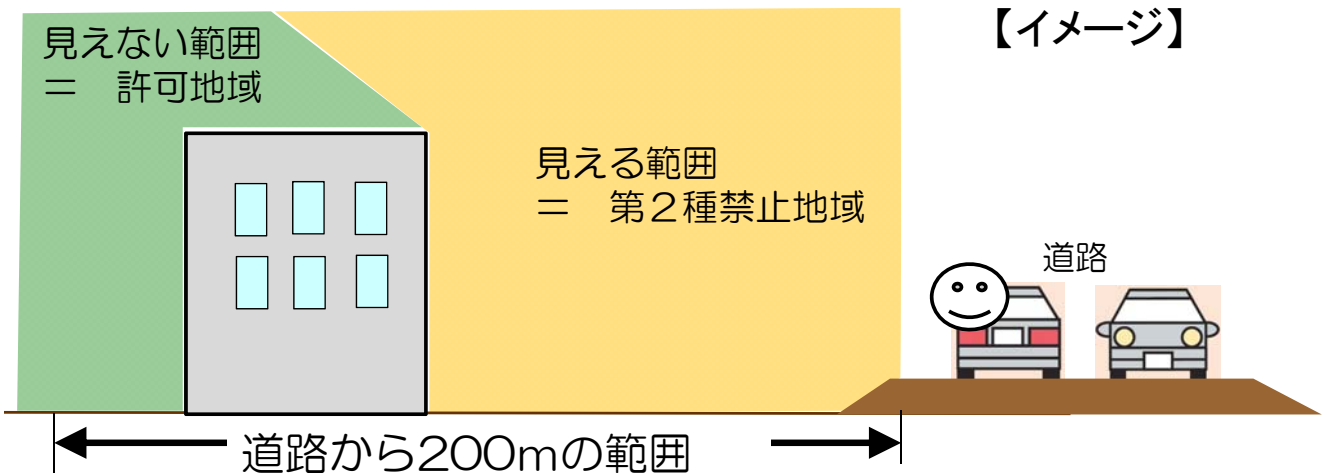
甲府方面を望む



9

指定する第2種禁止地域とは？

道路から展望できる範囲を
第2種禁止地域とする



※自家用広告物等で一定の基準内(表示面積が10㎡以下、高さ10m以下など)のものは表示可能

10